

海水分析結果＜発電所から3km以内＞（全β・γ）

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/11/07 07:00	—	< 9.2E-01	< 8.9E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2025/11/07 06:25	1.1E+01	< 6.4E-01	< 6.8E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ¹			1.0E+01	1.0E+01

・不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

（例）3.1E+01は3.1×10¹で31，3.1E+00は3.1×10⁰で3.1，3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※¹ WHOの飲料水水質ガイドラインにおける，Cs-134，Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2025年11月8日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果＜発電所から3km以内＞（全β・H-3・γ）

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/08/11 07:20	1.4E+01	2.6E+00	< 6.7E-01	< 6.3E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2025/08/11 08:30	7.0E+00	3.2E-01	< 8.7E-01	< 8.2E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2025/08/11 06:47	1.7E+01	1.7E+00	< 3.2E-01	< 2.9E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2025/08/11 07:04	1.8E+01	5.2E+01 *	< 2.2E-01	< 3.4E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2025/08/11 07:53	1.3E+01	3.7E-01	< 3.4E-01	< 3.2E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2025/08/11 07:44	1.0E+01	1.7E-01	< 3.4E-01	< 3.2E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2025/08/11 07:48	1.3E+01	2.2E-01	< 2.8E-01	< 2.6E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2025/08/11 06:55	—	2.7E+00 *	< 3.4E-01	< 3.5E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2025/08/11 07:09	—	3.6E-01	< 3.2E-01	< 3.5E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2025/08/11 07:39	—	1.8E-01	< 3.2E-01	< 4.0E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。
（例） $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・ T-1,T-0-2のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則、毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満（ND）が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満（ND）が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

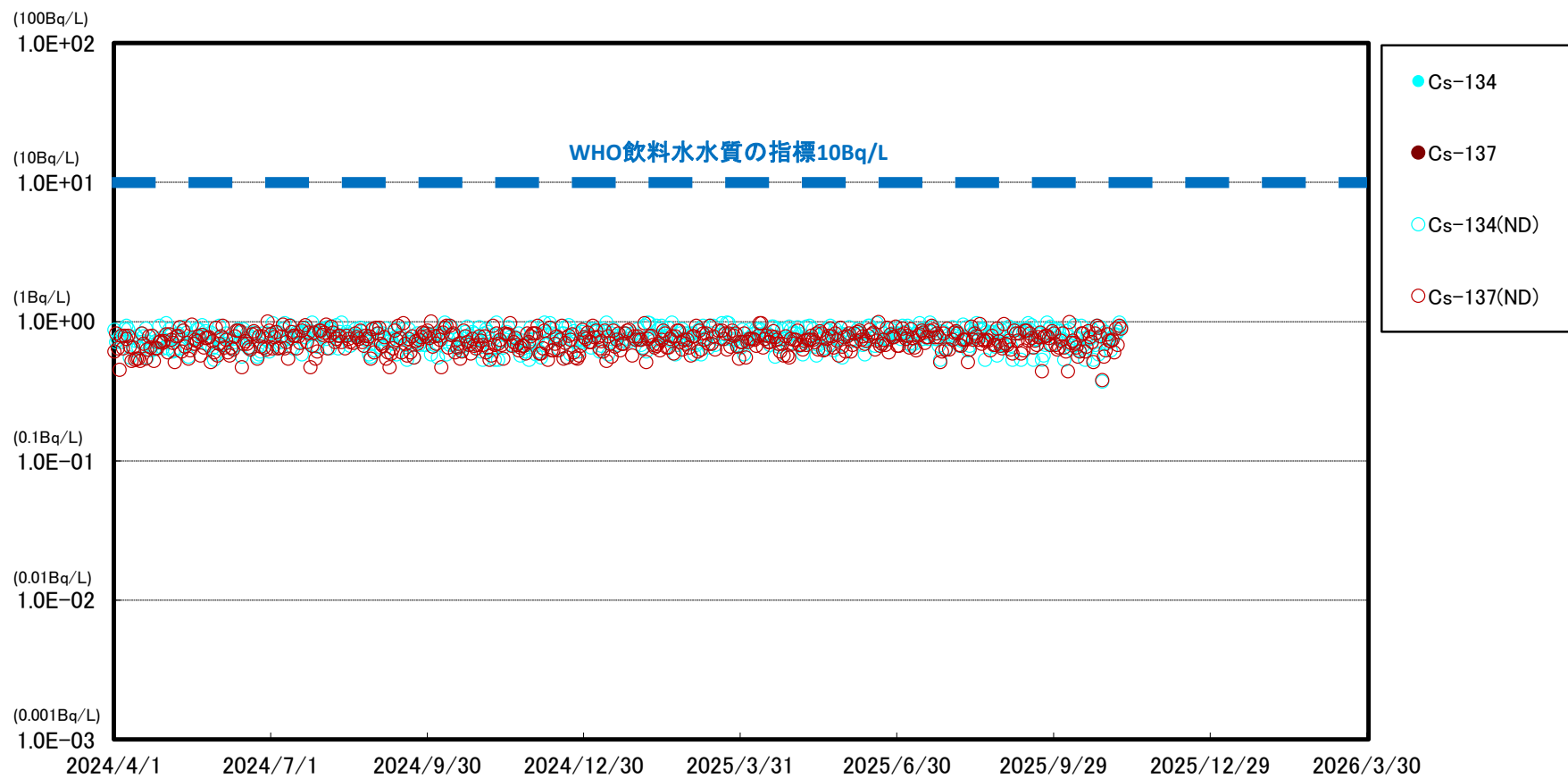
※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

* 過去最高値

「海水分析結果＜港湾内、放水口付近＞（全β・H-3・γ）」および 2020年8月31日以前公表資料

「福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水」で過去に示した値との比較

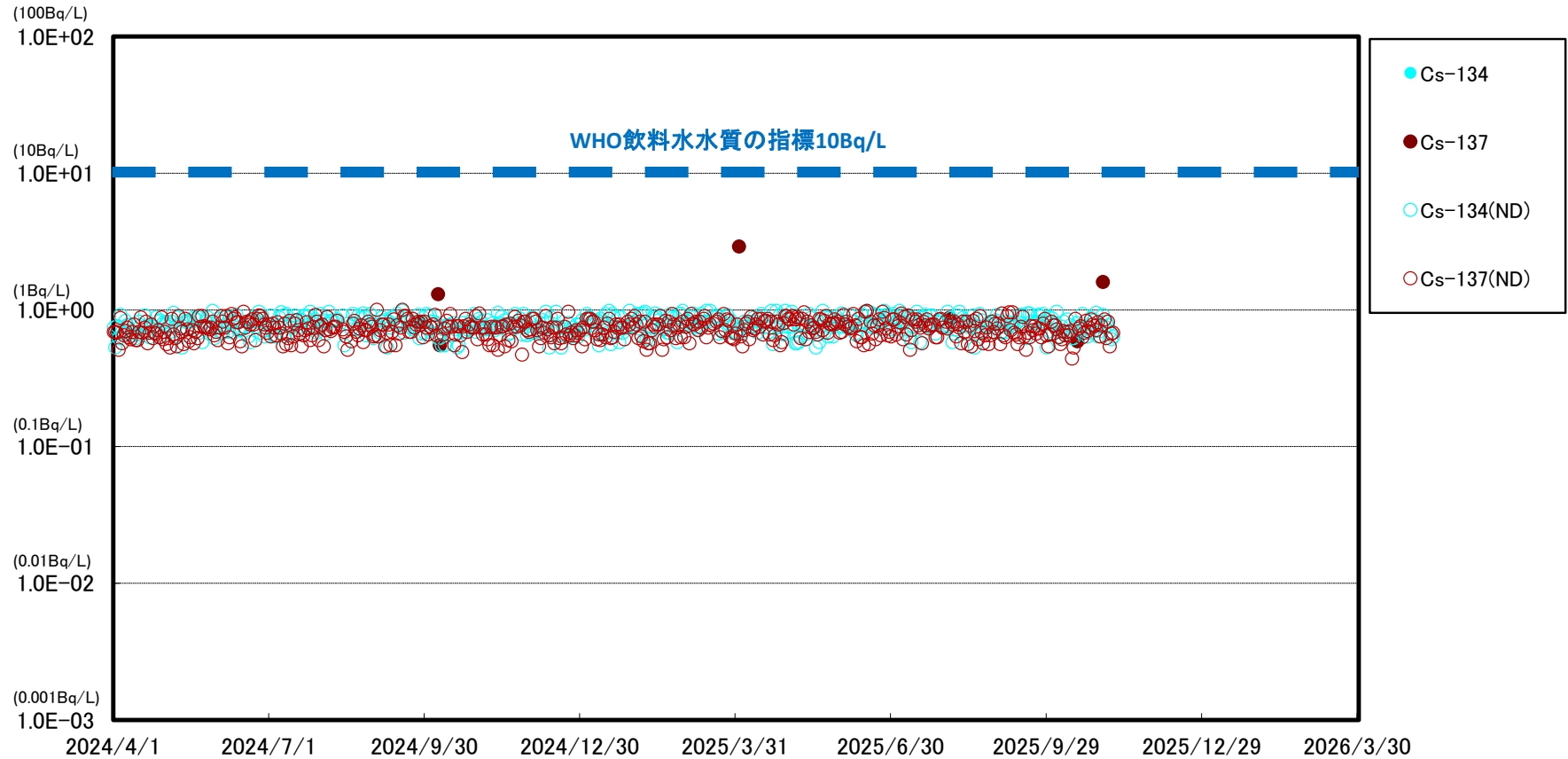
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

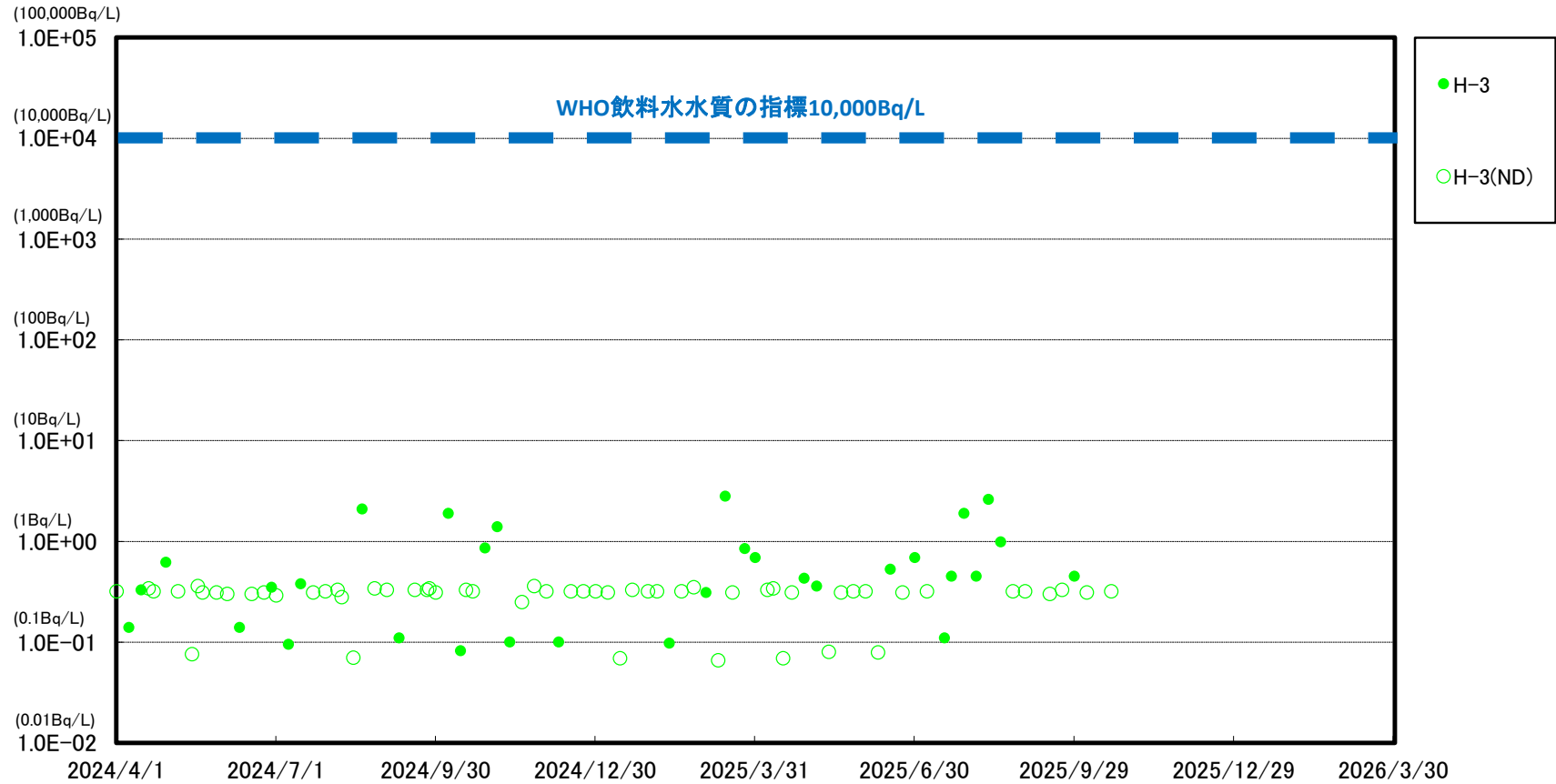
福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度

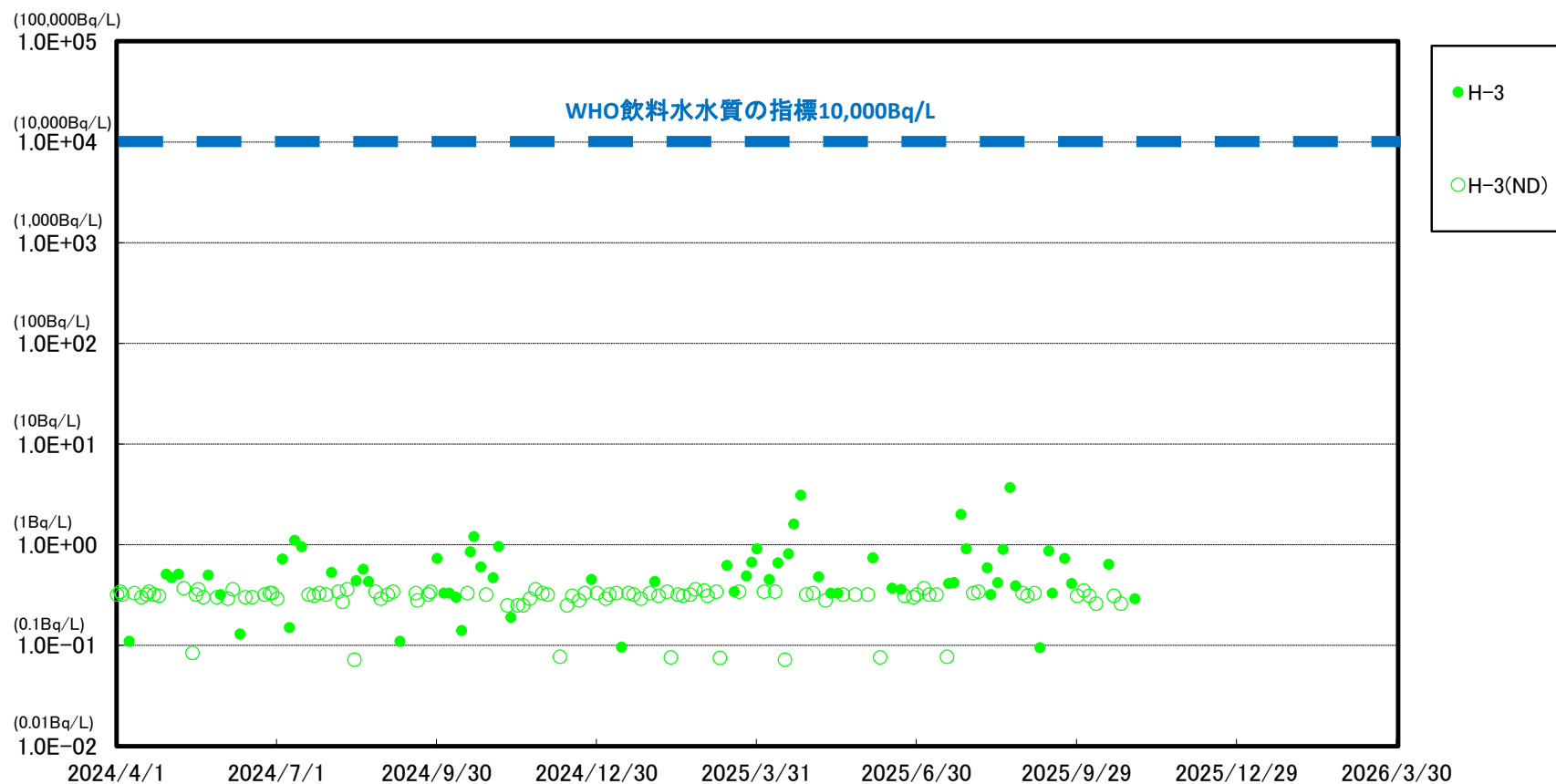


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標: 1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度

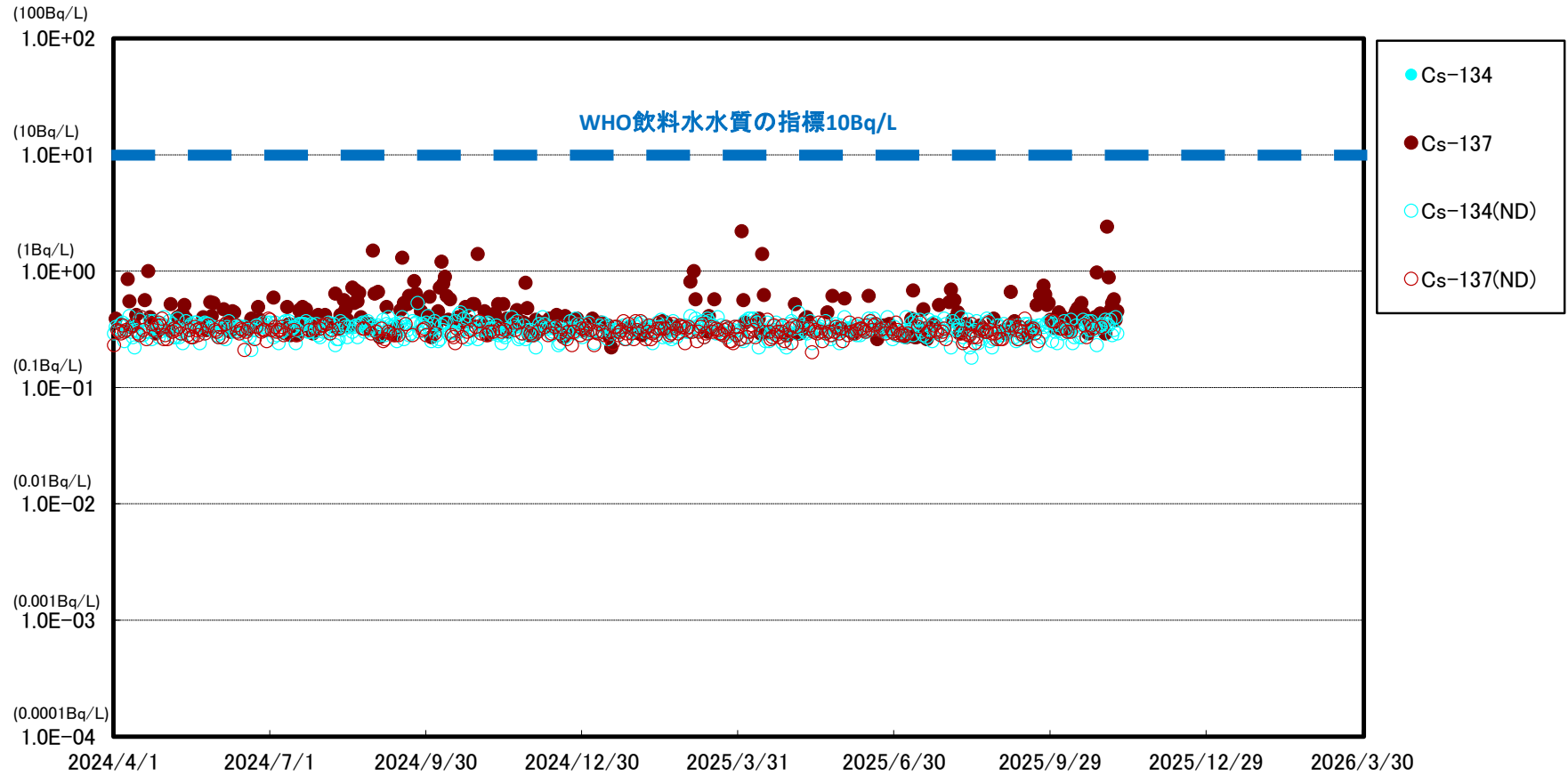


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標: 1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

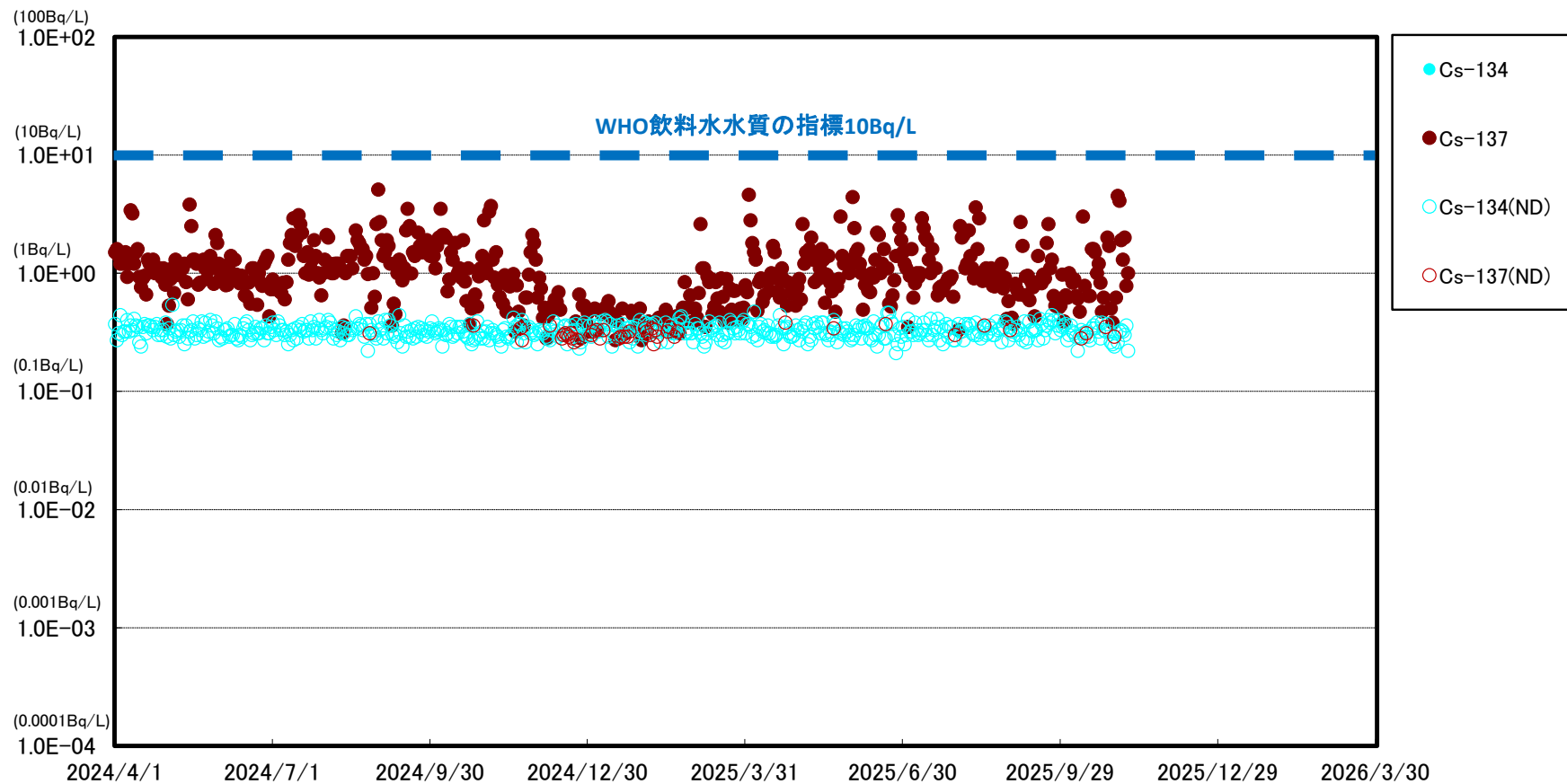
福島第一 物揚場前海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

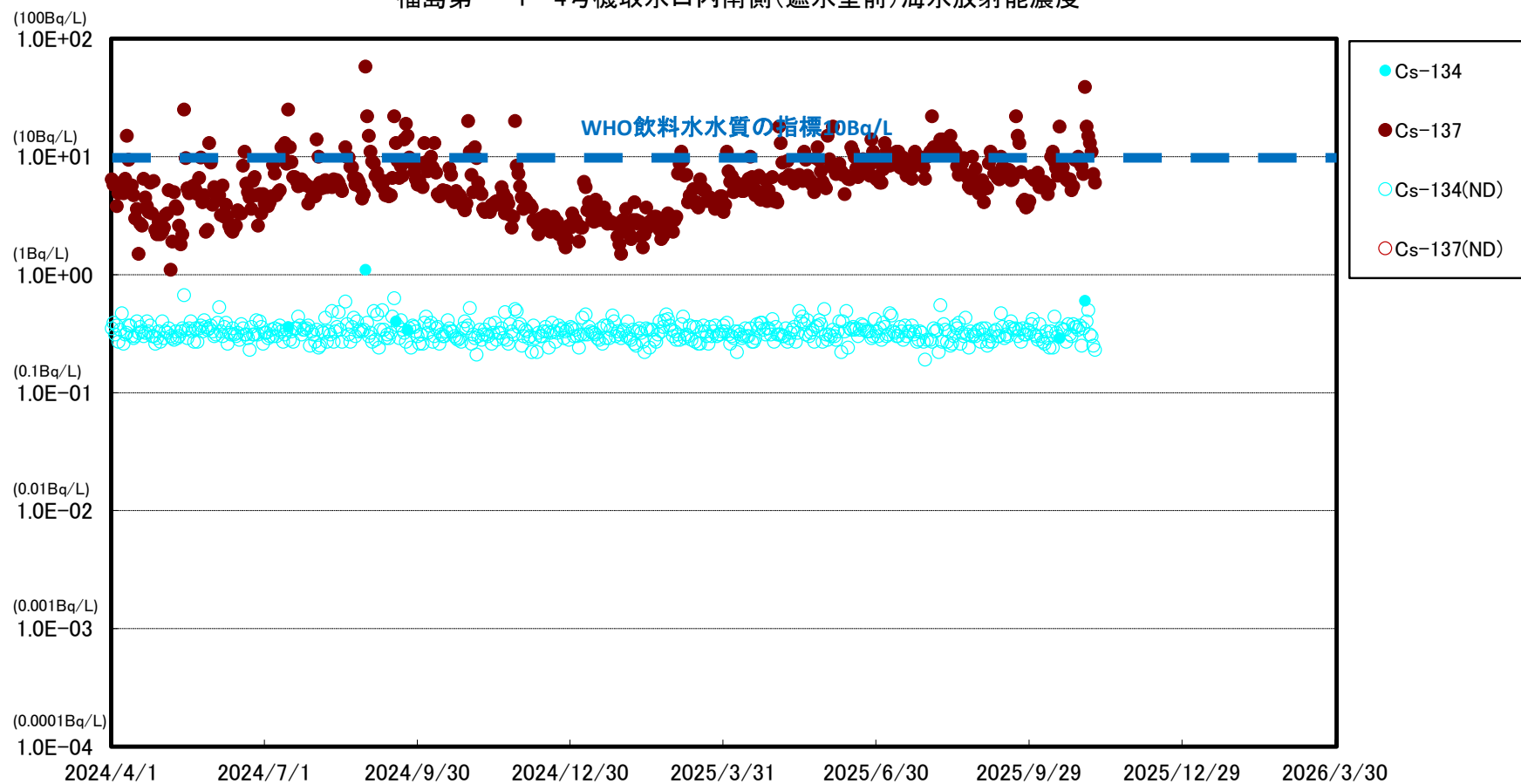
福島第一 1～4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

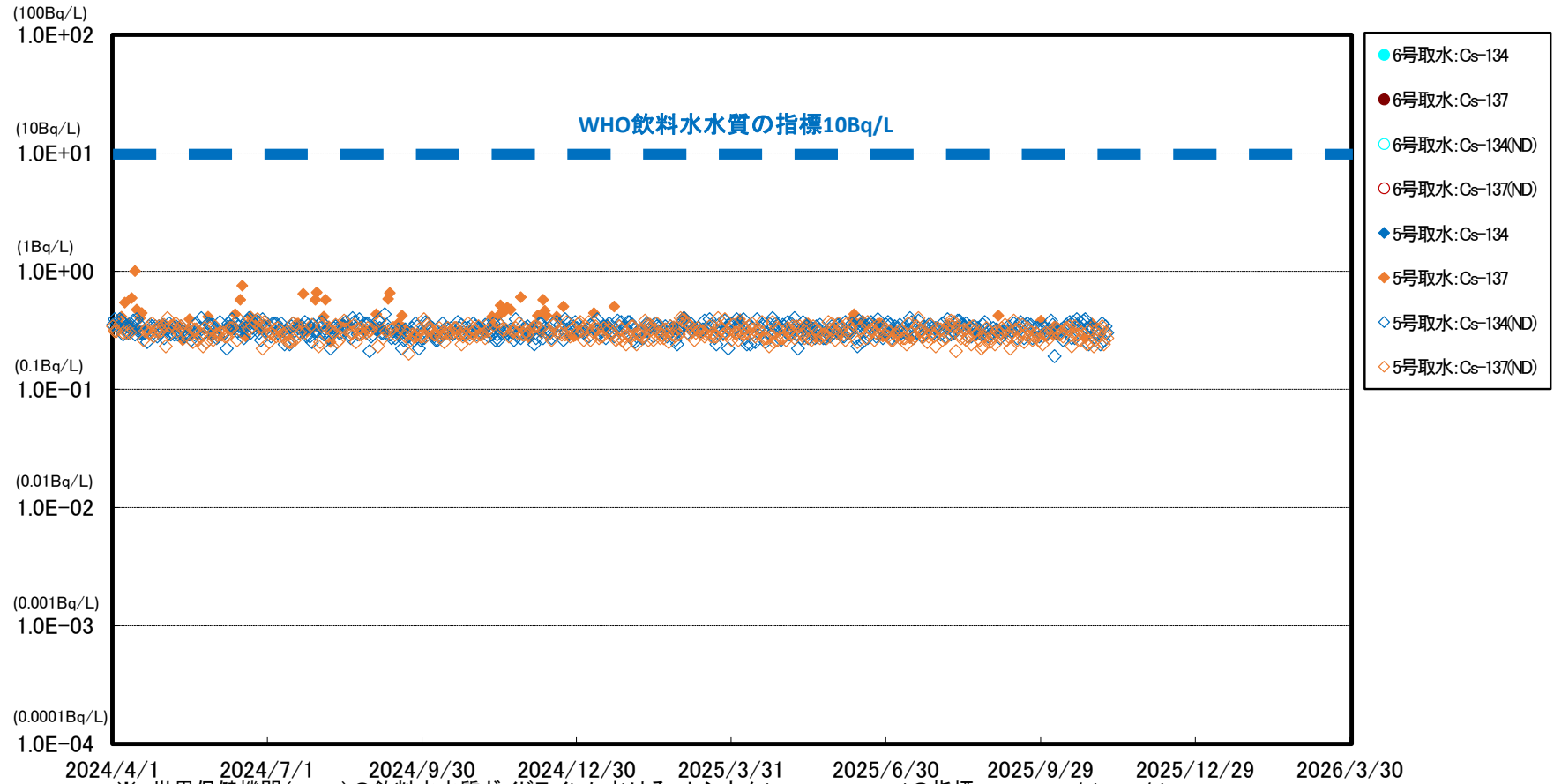
福島第一 1～4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度

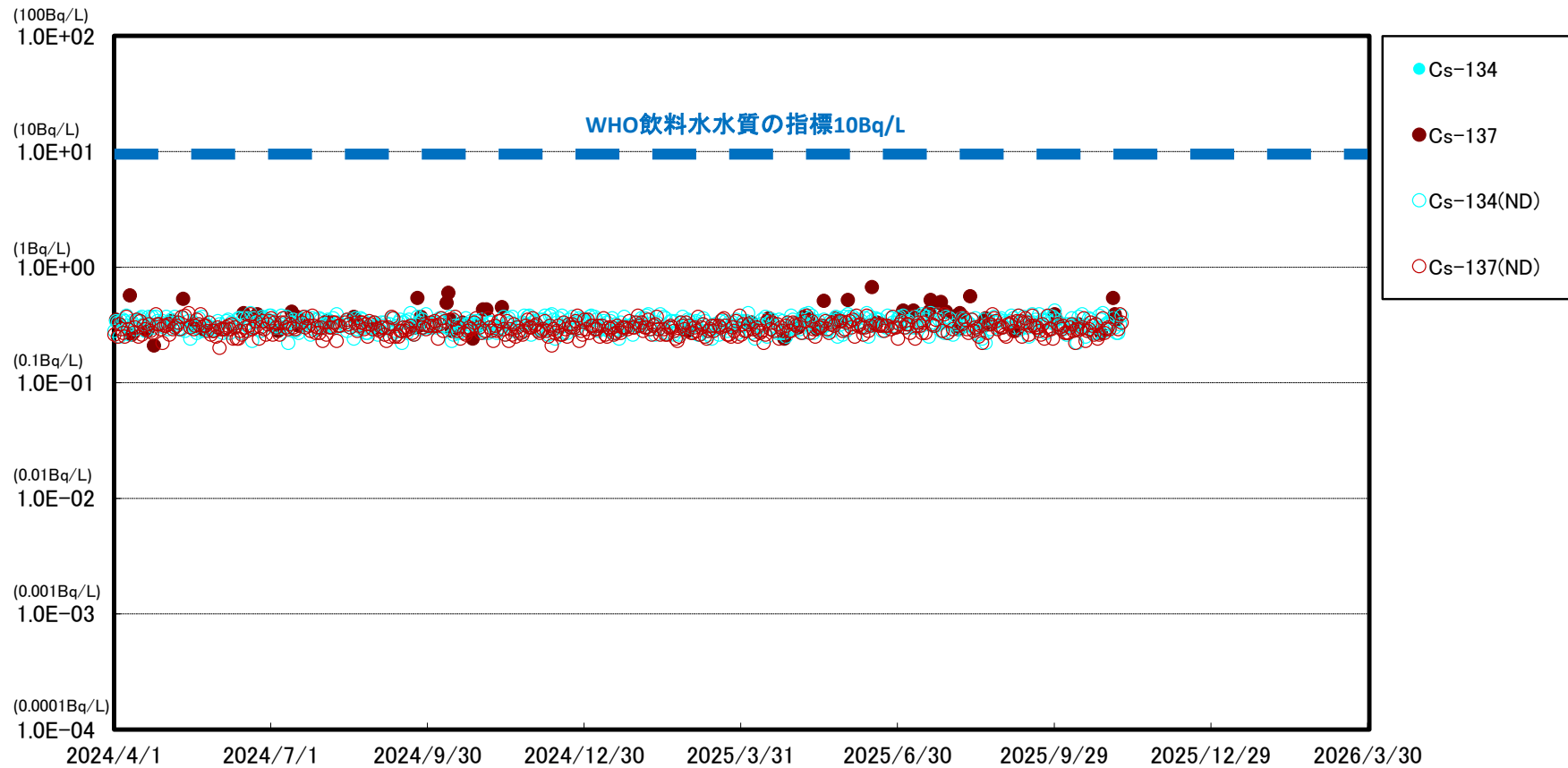


※ 世界保健機関 (WHO) の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム (Cs-134, Cs-137) の指標: $1.0\text{E}+01\text{Bq/L}$ (10Bq/L)

※※ (ND) は測定値が検出限界値 (検出下限値) 未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

* 2023/7/3 採取地点変更 (6号機取水口前⇒5号機取水口前)

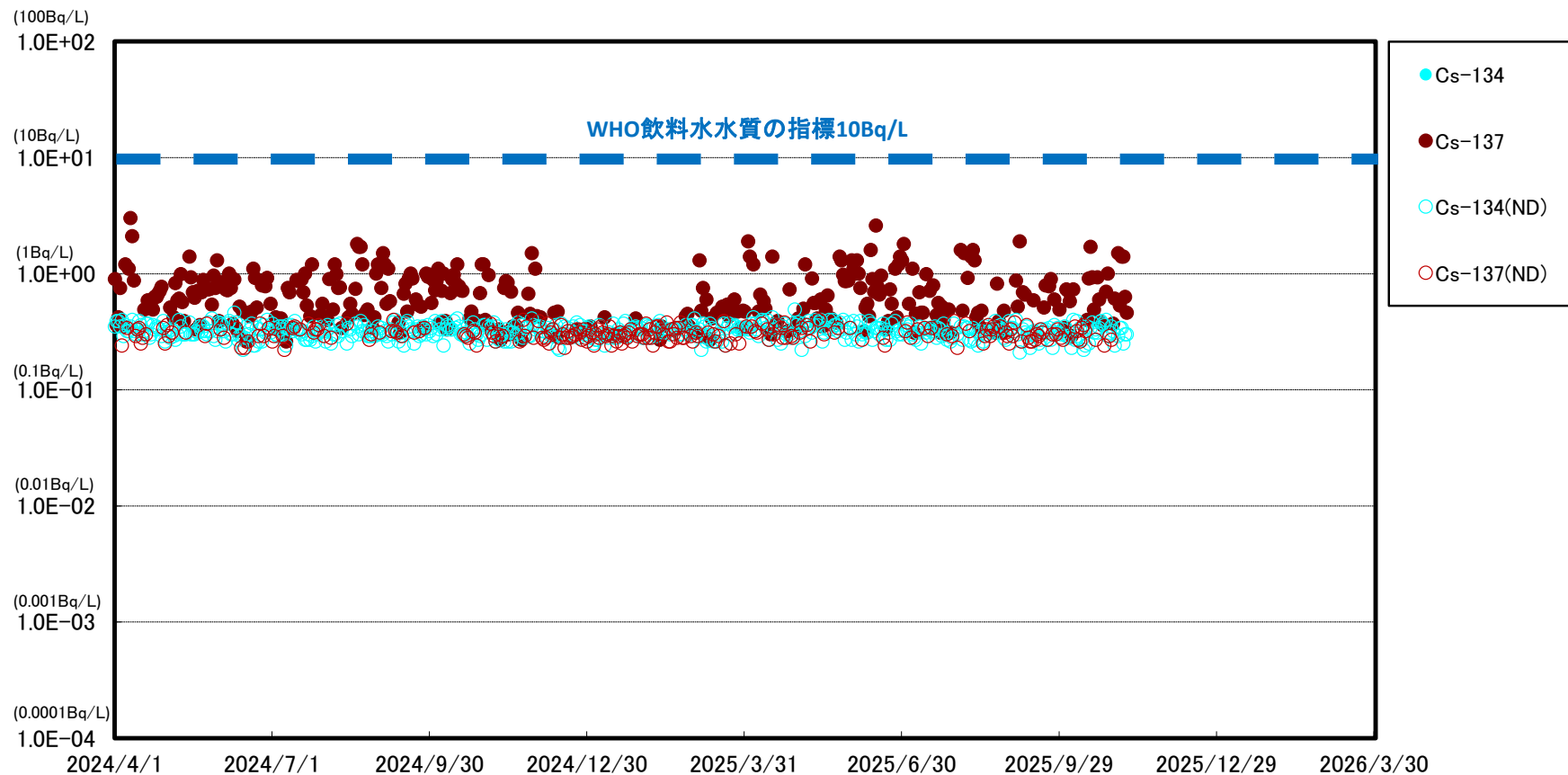
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

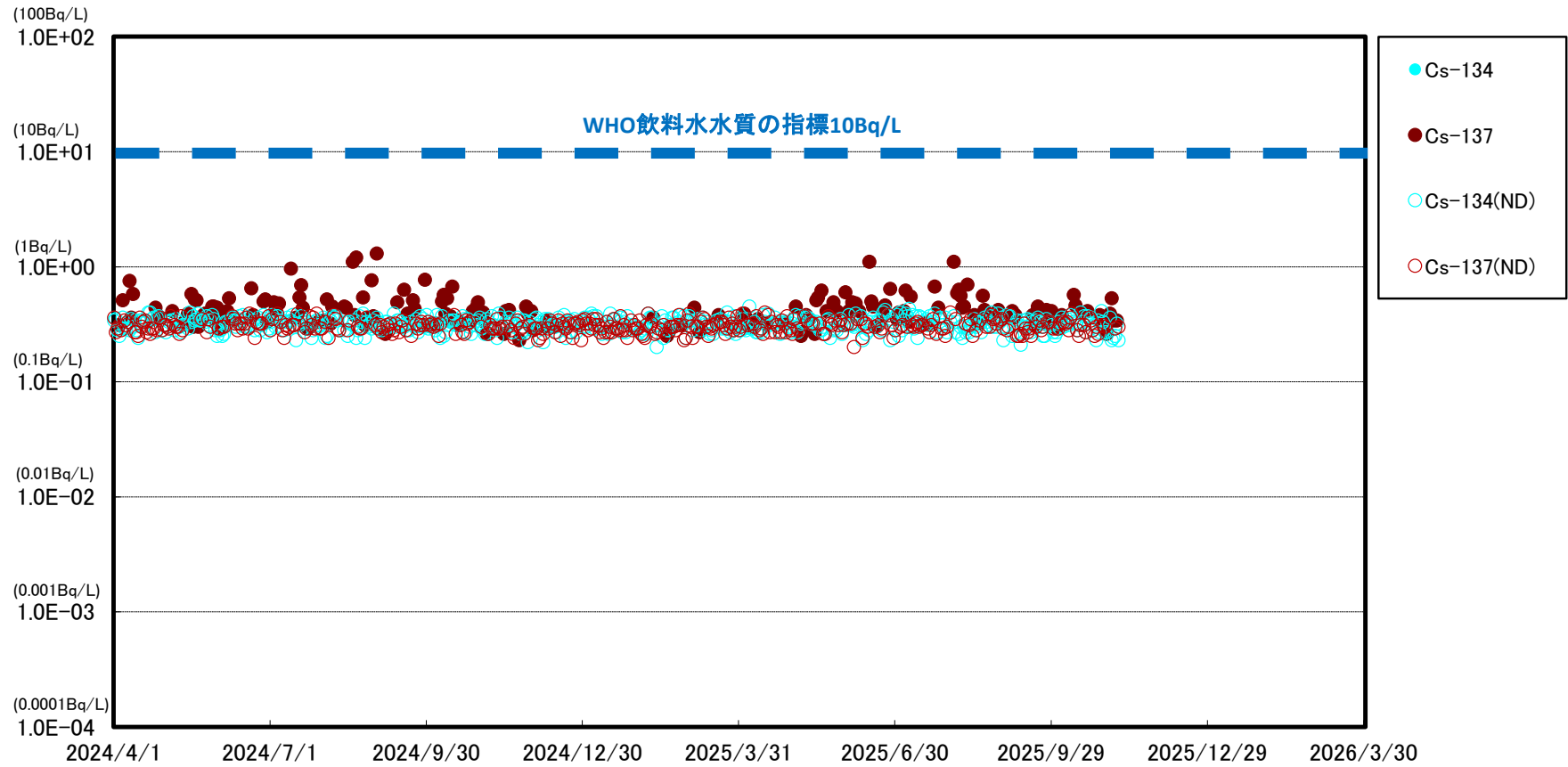
福島第一 港湾中央海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

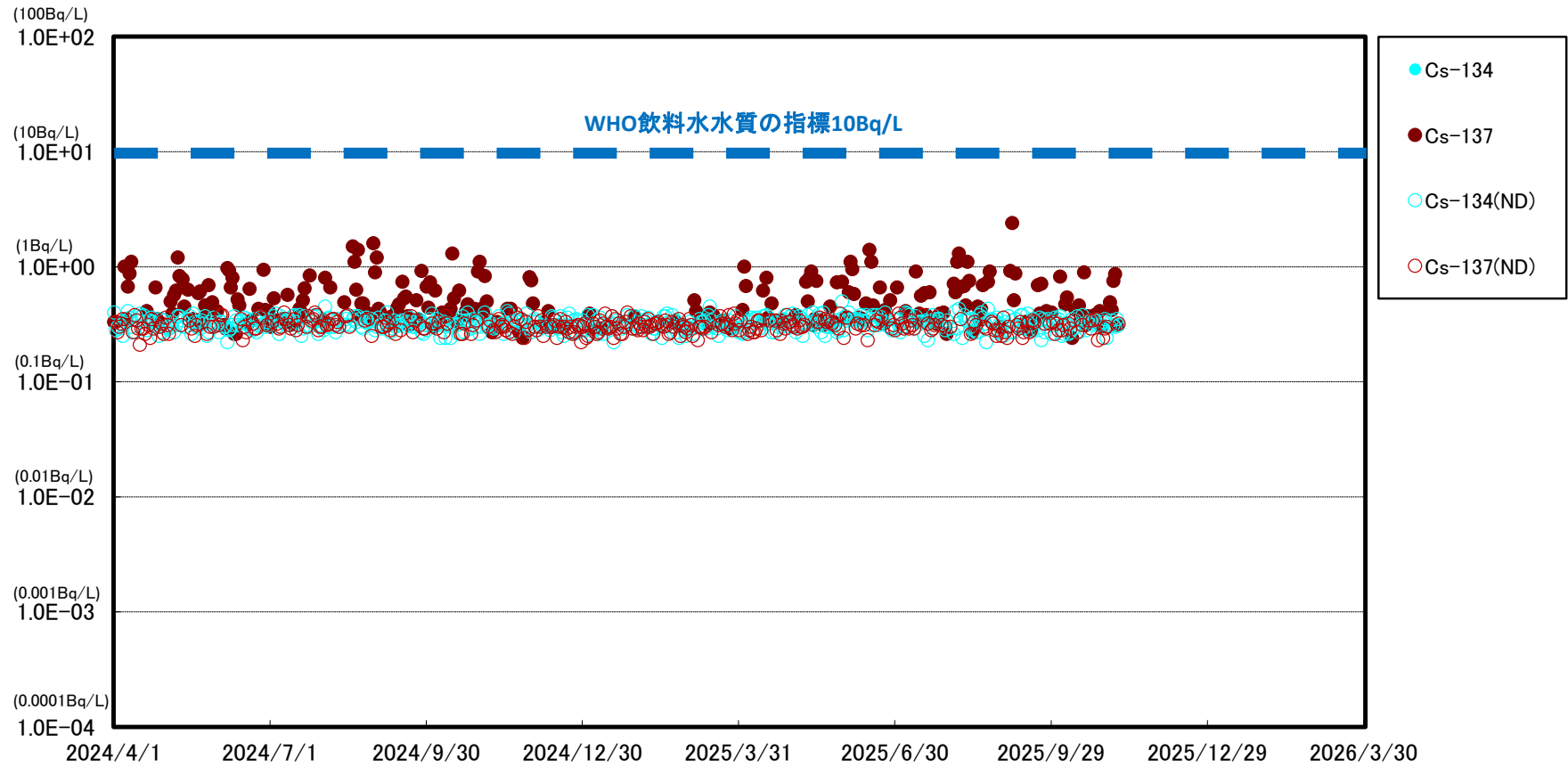
福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

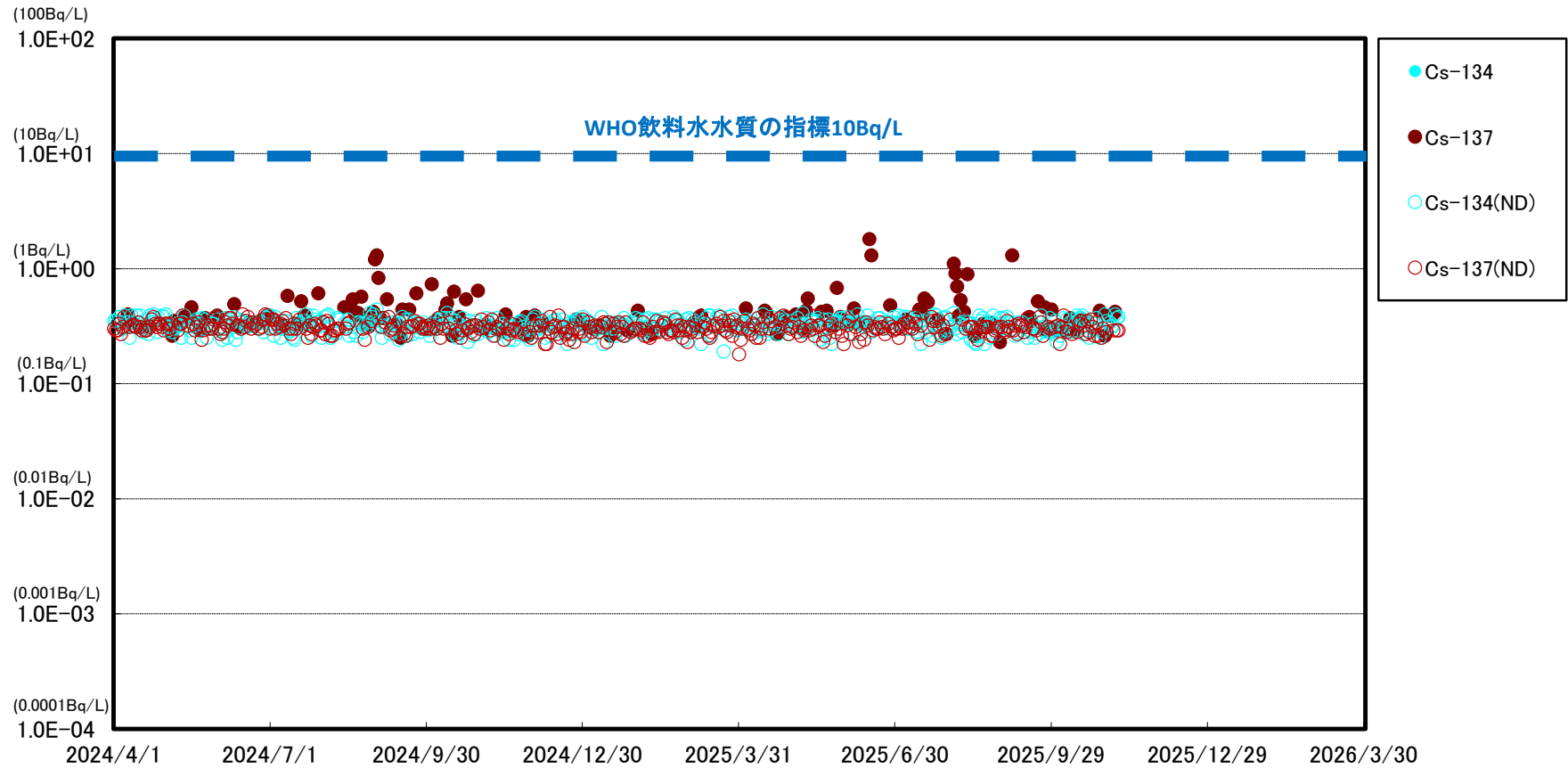
福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

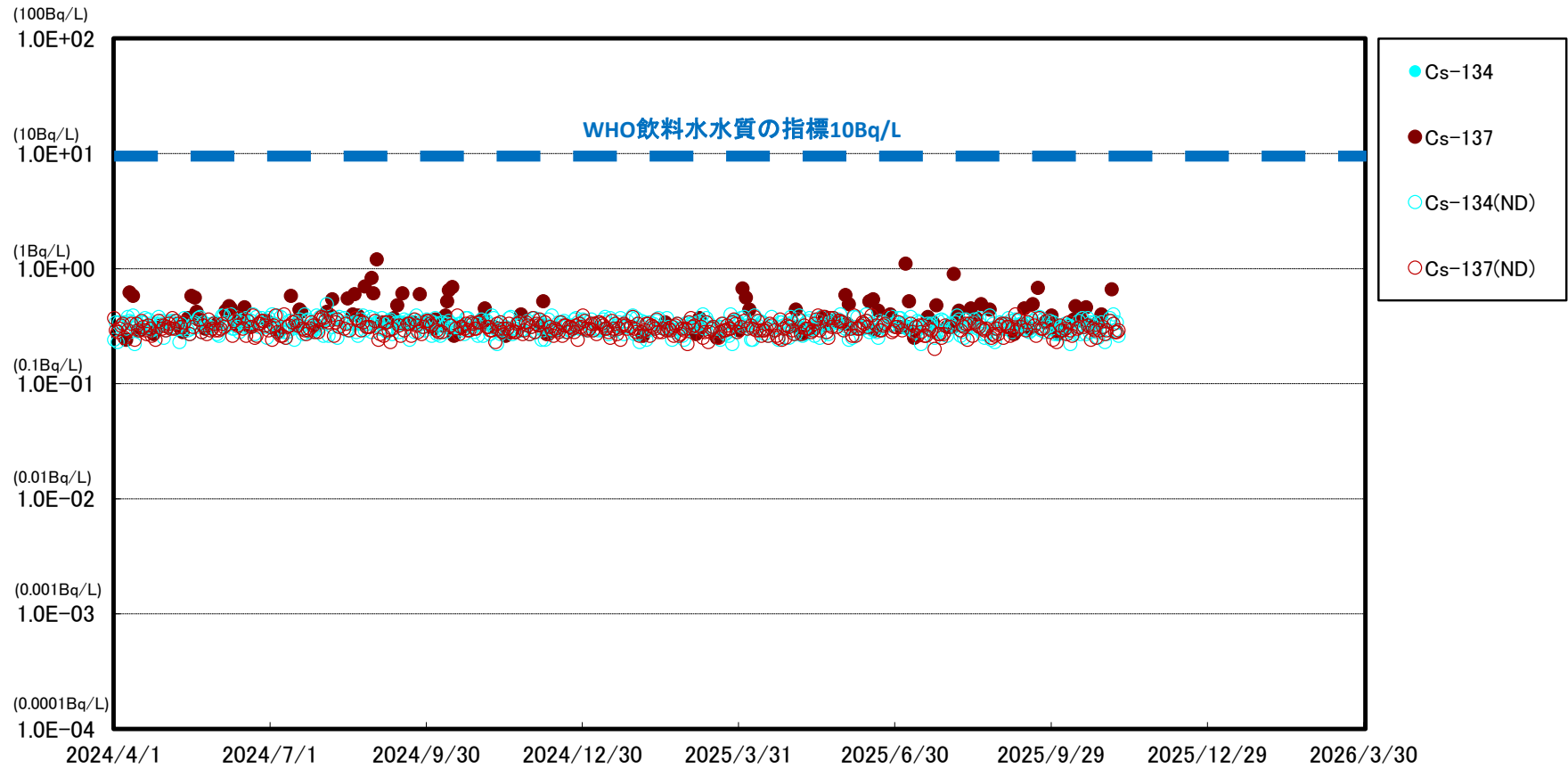
福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

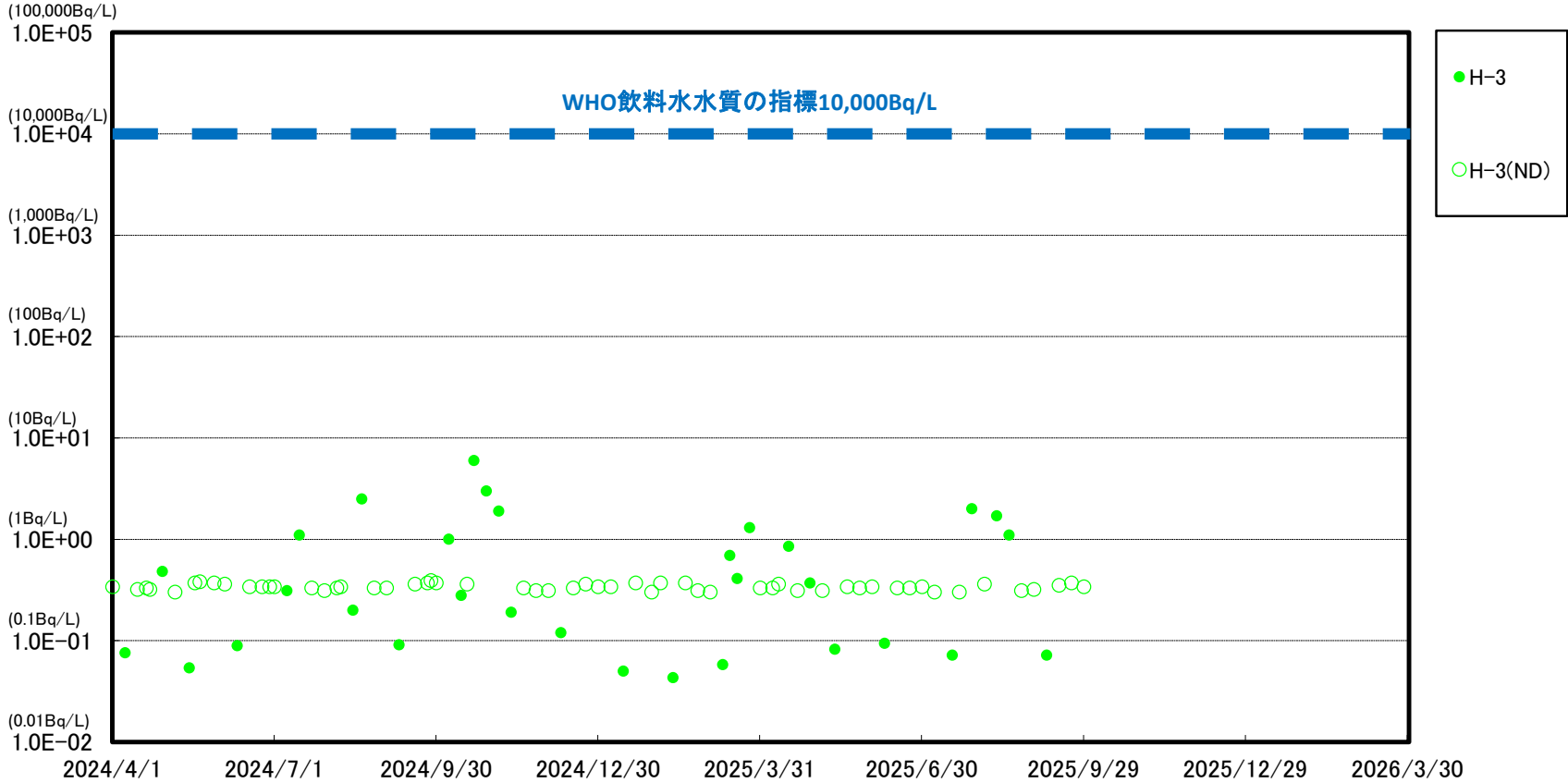
福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

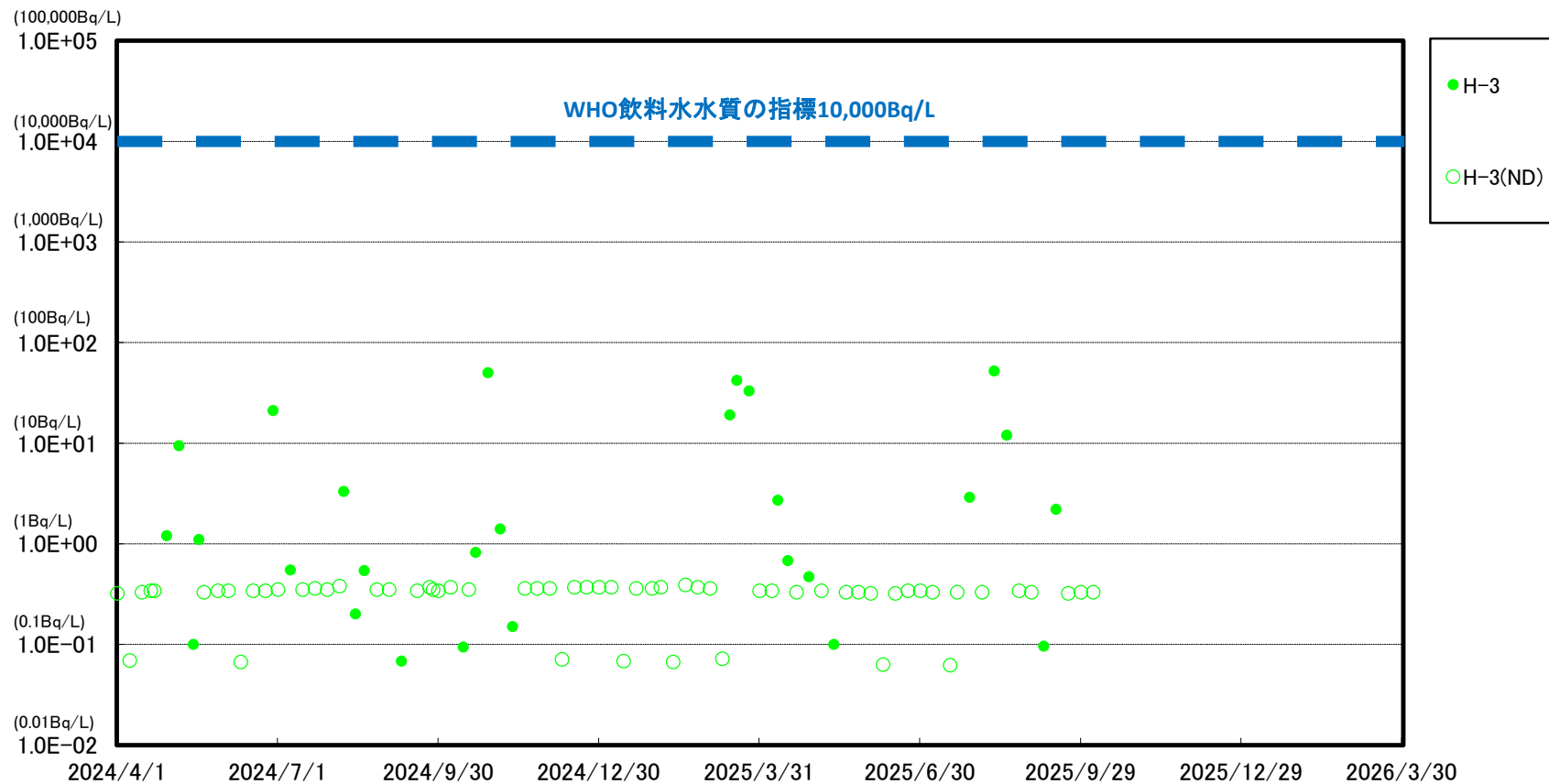
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 北防波堤北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 港湾口北東側海水放射能濃度

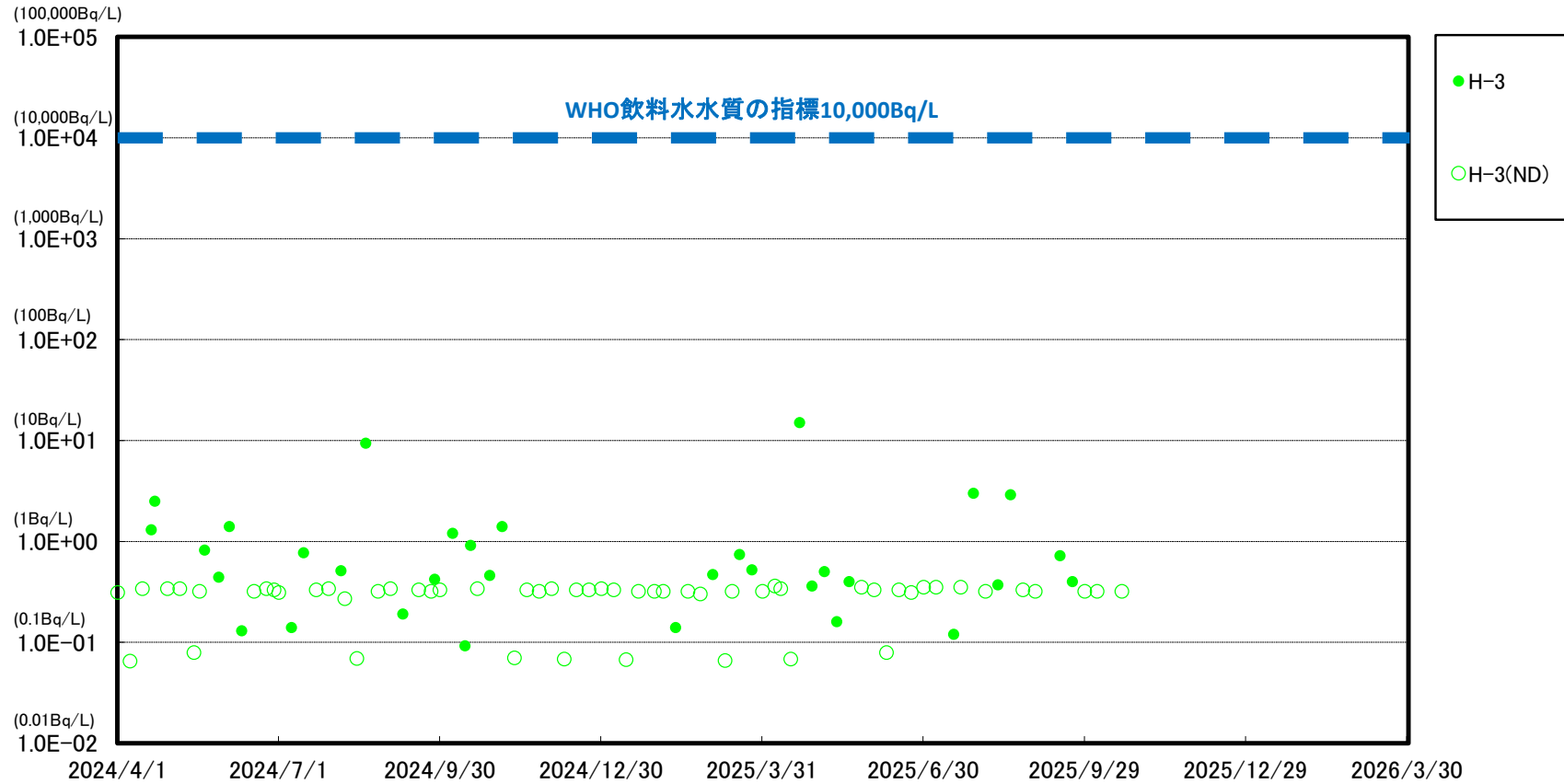


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 港湾口東側海水放射能濃度

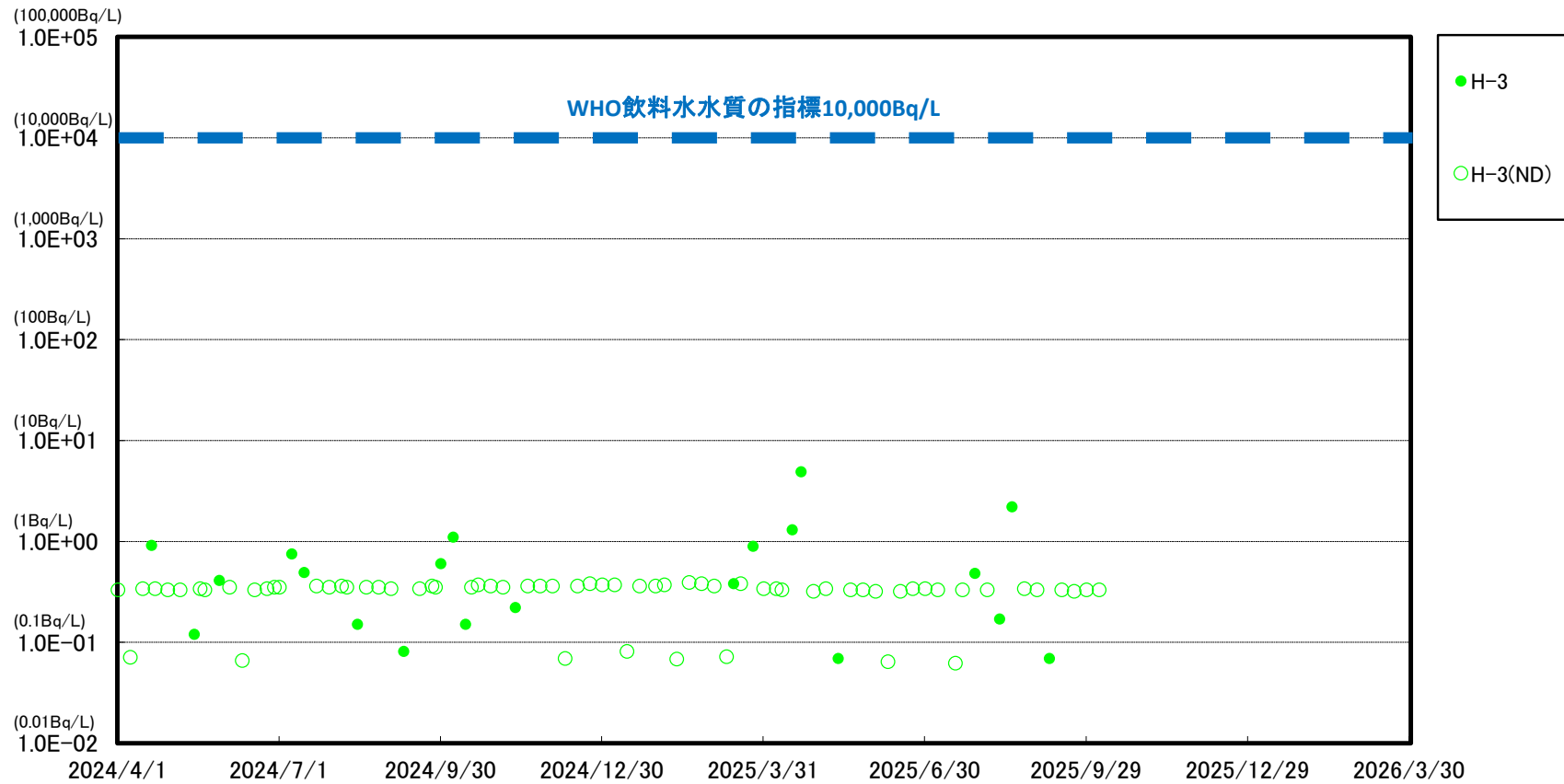


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 港湾口南東側海水放射能濃度

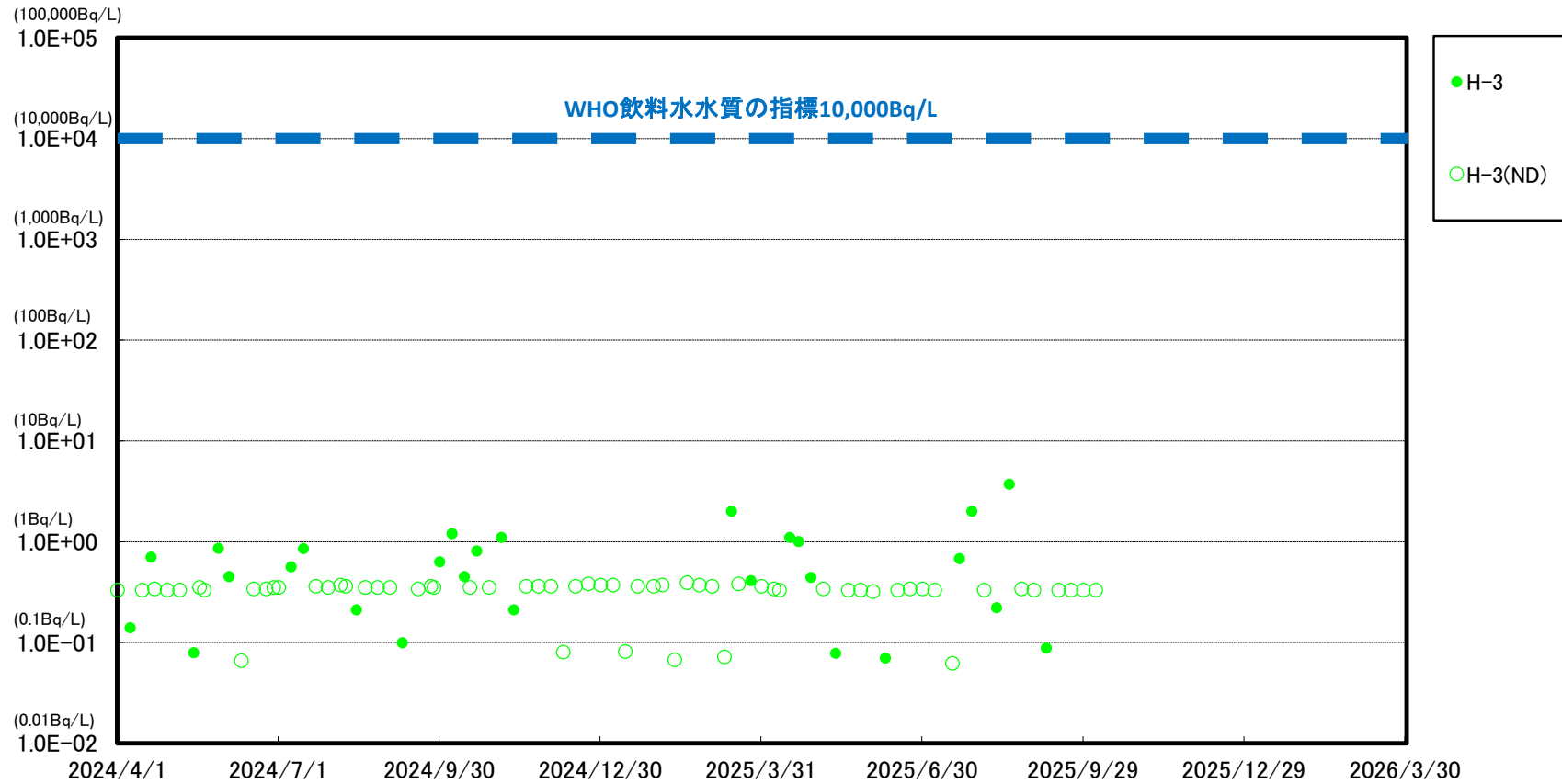


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第一 南防波堤南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)